

平成 28 年 8 月 24 日  
事 務 連 絡

埼玉県保健医療部長 殿

厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4. 3版」  
に関するQ&Aについて

平成28年3月31日付けで「電子処方せんの運用ガイドラインの策定について」(医政発0331第31号・薬生発0331第11号・保発0331第27号・政社発0331第2号)により「電子処方せんの運用ガイドライン」が発出されたことを踏まえ、同ガイドラインに関連する部分を改定した、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4. 3版」を策定したところです。

今般、「電子処方せんの運用ガイドライン」の策定に伴い、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4. 2版」に関するQ&Aについて、別添のQ&Aを追加した上で、別紙のとおり「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4. 3版」に関するQ&Aを策定しましたので、内容を御了知の上、貴管内の市町村(特別区を含む。)、関係機関及び関係団体等に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4. 3版」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4. 3版」に関するQ&Aについては厚生労働省ホームページへの掲載も予定しているため、念のため申し添えます。